

第6編 財務(大月都留広域事務組合財政調整基金条例)

○大月都留広域事務組合財政調整基金条例

(昭和63年4月1日条例第3号)

(設置)

第1条 大月都留広域事務組合は、緊急に実施することが必要となった施設の建設事業、その他不測の事件に要する経費の財源を確保し、及び財政の円滑な運営を図るため財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限りこれを処分することができる。

(1) 一般廃棄物処理施設の改造及び大修理の財源に充てるとき。

(2) 前号に規定するもののほか、組合長が特に必要と認める事業の経費の財源に充てるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。